

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 25 日	
(あて先) 姫路市長	
提出者 住 所 大阪府大阪市中央区南船場一丁目14番10号	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 大成建設株式会社 関西支店 常務執行役員支店長 足立 憲治	
電話番号 06-6265-4610	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大成建設株式会 関西支店
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区南船場一丁目14番10号
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	1,080億円
③ 従業員数	642人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 「別紙のとおり」

①現状	【前年度(7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t		t
	(これまでに実施した取組) ・PC工法の採用 ・梱包材の簡素化 ・余剰材の引き取り ・ユニット化持込 ・廃棄物の圧縮			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量			
	(今後実施する予定の取組) ・継続して実施する			

産業廃棄物の分別に関する事項 「別紙のとおり」

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥・がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊、その他がれき類)・金属くず・ 廃プラスチック類・木くず・紙くず・ガラス陶磁器くず(石膏ボード、その他)・ 混合廃棄物 8品目:11種類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・継続して実施する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 「別紙のとおり」

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	・実施していない			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・実施していない予定はないが、がれき類(コンクリート塊)が発生すれば、場内に移動式破砕機を設置し、40mmアンダーに破砕し再生砕石に利用する方法を検討する			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 「別紙のとおり」

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
・実施予定なし				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 「別紙のとおり」

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 「別紙のとおり」

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している ・再資源化率の高い事業者を選定している			

(第5面)

②計画	【目 標】 「別紙のとおり」			
	産業廃棄物の種類	汚泥		がれき類
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・電子マニフェストの推進を図るため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定し、未導入の業者であれば導入の依頼をする ・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する ・委託処理業者については、定期的に現地確認を実施する			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1, 000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
実績：前年度（令和7年度）実績量
目標：今年度（令和8年度）目標量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
0200汚泥	258	200									258	200	0	200	258	200				
0600廃プラスチック類	62	50									62	50	62	50	0	50				
0700紙くず	1	0									1	0	1	0	1	0				
0800木くず	68	30									68	30	68	30	68	30				
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	146	50									146	50	146	50	0	50				
1322廃石膏ボード	14	0									14	0	14	0	0	0				
1501コンクリート塊	1610	1000									1610	1000	586	1000	1610	1000				
1502アスファルト・コンクリート塊	34	20									34	20	10	20	34	20				
1500その他のがれき類	8	0									8	0	0	0	0	0				
2010建設混合廃棄物(安定型)	12	0									12	0	12	0	0	0				
2020建設混合廃棄物(管理型)	293	100									293	100	293	100	0	100				
合計	2506	1450	0	0	0	0	0	0	0	0	2506	1450	1192	1450	1971	1450	0	0	0	0

別添 1 処理工程図

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

産業廃棄物の一連の処理の工程

汚 泥	再生処理業者に委託して、再生砕石・再生路盤材として再資源化及び 中間処理後セメント会社に委託
廃プラスチック	再生処理業者に委託して、R P F 原料として再資源化
紙くず	再生処理業者に委託して、再生紙として再資源化
木くず	再生処理業者に委託して、チップ(合板用・燃料用)として再資源化
金属くず	再生処理業者に委託して、中間処理後、製鋼原料として売却
ガラスくず及び 陶磁器くず	再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
廃石膏ボード	再生処理業者に委託して、地盤改良材及び石膏ボード原料として再資源化
がれき類 アスコンがら	再生処理業者に委託して、再生砕石及び路盤材として再資源化
がれき類 コンがら	再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
その他のがれき類	再生処理業者に委託して、再生路盤材として再資源化

別添 2 管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
管理体制図

統括責任者		支店長	
支店	担当部署 (指導)	安全・環境部	安全・環境管理室
		建築部	安全・環境推進室
		土木部	安全・環境推進室
作業所	責任者	作業所長	
	担当者	作業所長が指名	

管理体制図

